

十二	十一	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等	平成十六年十一月九日	省令第三十号	国債の発行等	財務省告示第四百八十七号									
利	発行	発行	振替	最低額	払込	発行	発行	振替	法律及び	発行の根拠	名称及び	平成十六年十一月九日	（第七号）	に	昭五十七年大蔵									
率	格	日	単位	面金	金額	方法	方法	法の適	及びそ	拠	及び記	財務大臣 谷垣 禎一	）	関する	省令（昭五十七年大蔵									
子											（回）	告示する。	）	する	令（昭五十七年大蔵									
率											）													
日	年	十	額	平	す	の	振	の	整	数	倍	の	金	額	に	よ	る	最	低	額	面	金	と	
本	〇	五	面	成	る	の	替	記	載	又	は	記	録	は	、	最	低	額	面	金	と			
郵	・	銭	金	十	。の	載	法	載	又	は	記	録	は	、	最	低	額	面	金	と				
政	六		額	六	。の	又	の	又	は	記	録	は	、	最	低	額	面	金	と					
公	パ		百	年	。の	は	規	定	に	よ	る	振	替	口	座	簿								
社	ー		円	十	。の	記	定	に	よ	る	振	替	口	座	簿									
総	セ		に	月	。の	録	に	よ	る	振	替	口	座	簿										
裁	ン		つ	二	。の	は	振	替	口	座	簿													
は	ト		き	十	。の	は	振	替	口	座	簿													
、			九	九	。の	は	振	替	口	座	簿													
払			十	九	。の	は	振	替	口	座	簿													
込			九	九	。の	は	振	替	口	座	簿													
金			九	九	。の	は	振	替	口	座	簿													
額			円	日	。の	は	振	替	口	座	簿													
			八		。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は	振	替	口	座	簿													
					。の	は																		

の
払
込
み

に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
第
十
八
号
に
規
定
す
る
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
す
る
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{39}{365}$$

十
三

初
期
利
子

平
成
十
七
年
三
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
。
以
下
、
次
号
及
び
第
十
五
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
四

第
二
期
以
後
の
利
子

毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る

十
五

償
還
期
限

平
成
二
十
一
年
九
月
二
十
日

十
六

償
還
金
額

日
本
銀
行

十
七

元
利
支
所

平
成
十
六
年
十
月
二
十
九
日

十
八

払
込
期
日